様式第4号(第7条関係)

一般不妊治療費助成金交付決定（却下）通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

国頭村長　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請がありました一般不妊治療費助成金について次のとおり決定(却下)しましたので通知します。

記

　1　助成金交付決定

|  |  |
| --- | --- |
| 助成金交付決定額 | 円　　　　 |

　2　助成金不交付決定(却下)

|  |  |
| --- | --- |
| 理由 | 　 |

　この通知書について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、３ヶ月以内に国頭村長に対して審査請求をすることができます。

　決定（却下）の取消しを求める訴えは審査請求に対する議決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に国頭村を被告として（国頭村長が被告の代表者となります。）提起することができます。

　なお、決定（却下）の取消しの訴えは、審査請求に対する議決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３ヶ月を経過しても決裁がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決裁を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消の訴えを提起することができます。